

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行
<p>別 記(Ⅱ) 価 格 積 算 基 準</p> <p>用地調査等業務の価格積算基準</p> <p>Ⅱ 業務費の構成 (略)</p> <p>第1 用地測量業務(土地等に係る権利調査・用地測量及び登記資料収集整理等業務をいう。)</p> <p>1 測量業務費の価格積算基準 (略)</p> <p>2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>2-1 測量作業費</p> <p>測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 直接測量費 (略)</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要となる経費、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)とする。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>別 記(Ⅱ) 価 格 積 算 基 準</p> <p>用地調査等業務の価格積算基準</p> <p>Ⅱ 業務費の構成 (略)</p> <p>第1 用地測量業務(土地等に係る権利調査・用地測量及び登記資料収集整理等業務をいう。)</p> <p>1 測量業務費の価格積算基準 (略)</p> <p>2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>2-1 測量作業費</p> <p>測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 直接測量費 (略)</p> <p>(2) 間接測量費</p> <p>間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要となる経費、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用とする。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行
<p>1 用地調査業務費の価格積算基準 (略)</p> <p>2 調査業務費構成費目の内容</p> <p>2-1 直接原価 (略)</p> <p>2-2 その他原価</p> <p>(1) 間接原価</p> <p>間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</u>である。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p>	<p>1 用地調査業務費の価格積算基準 (略)</p> <p>2 調査業務費構成費目の内容</p> <p>2-1 直接原価 (略)</p> <p>2-2 その他原価</p> <p>(1) 間接原価</p> <p>間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</p>